

札幌市「ながら見守り」活動参加者登録等実施要綱

令和4年5月25日市民文化局長決裁

令和5年5月1日市民文化局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、安全で安心なまちづくりを促進することを目的として実施する、「ながら見守り」活動について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「ながら見守り」活動とは、個人の日常生活や企業活動の中で、防犯の視点を持ちながら地域の見守りを行うことにより、地域の安全を守る活動をいう。

(登録対象)

第3条 登録の対象となるものは、次の各号に掲げるもので、札幌市内において「ながら見守り」活動を実施している、又は実施を希望しているものとする。

- (1) 札幌市内に居住し、又は札幌市内へ通勤若しくは通学する18歳以上の個人
- (2) 札幌市内に居住し、又は札幌市内へ通勤若しくは通学する18歳以上の個人で構成され、札幌市内に活動拠点を持つ団体
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(登録基準)

第4条 市長は、前条に定める登録対象となるもののうち、「ながら見守り」活動を積極的に、かつ継続して実施することが見込まれるものについて登録をする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではない。

- (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団

関係事業者

- (2) 特定の個人、政党又は宗教団体等に関する目的を主として活動する事業者等
- (3) 公序良俗に反する活動を行うもの
- (4) その他登録をしないことが適切であると市長が認めるもの

(登録手続等)

第5条 「ながら見守り」活動参加者として登録申込を希望するもの（以下「申込者」という。）は、登録申込書（様式第1号）を提出すること又は別に定める方法により、市長に申込を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により登録申込書を審査し、登録の可否を決定する。
- 3 市長は、登録をしたもの（以下「登録者」という。）に対し、「ながら見守り」活動登録通知書（様式第2号）及び使用する物品を交付するものとする。
- 4 市長は、第2項の審査の結果、「ながら見守り」活動参加者として登録しないことを決定した場合は、当該申込者に対して文書でその旨通知するものとする。

(登録の変更)

第6条 登録者は、登録した内容に変更があった場合、速やかに変更申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により変更申込書を審査し、変更の可否を決定する。

(登録の廃止)

第7条 登録者は、登録を取り消そうとする場合は、取消申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により取消申込書を審査し、取消の可否を決定する。

(登録の抹消)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、登録を抹消することができる。

(1) 第5条第1項又は第6条第1項の申請書の記載事項に偽りがあった場合

(2) 登録者が第3条の基準を満たさないと認められる場合

2 前項の規定により登録を抹消した場合は、その旨を当該登録者に対して文書で通知するものとする。

(事務)

第9条 札幌市「ながら見守り」活動参加者登録制度に関する事務は、札幌市市民文化局地域振興部が所掌する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、札幌市「ながら見守り」活動参加者登録制度の実施に関し必要な事項は、市民文化局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。